

講師料（謝金）支払規程

この規程は、講師等に対する講師料（謝金）は以下のとおり定める

（講師料の契約）

第1条 講師料（謝金）の契約は講師の知名度、開催時間、説明会や演題の内容等により担当の委員会で審議・決定するものとする。

（講師料）

第2条 講師料（謝金）は、以下のとおりとする。

別表1

講師等	開催時間	講師料(謝金)
税理士	120分	50,000円以内
公認会計士	120分	100,000円以内
経済評論家（経営コンサルタント）	120分	200,000円以内
経済評論家（経営コンサルタント）	180分	300,000円以内

平成18年4月1日施行